

**平成30年度**  
**公共事業評価結果における事業方針書**

**三 重 県**

<b>1 平成30年度公共事業再評価結果</b> . . . . .	<b>1</b>
農林水産部の取り組み	
農業農村整備事業の対応方針について . . . . .	4
治山事業の対応方針について . . . . .	5
林道事業の対応方針について . . . . .	6
県土整備部の取り組み	
道路事業の対応方針について . . . . .	9
広域河川改修の対応方針について . . . . .	10
海岸高潮対策事業の対応方針について . . . . .	12
都市公園事業の対応方針について . . . . .	13
河川総合開発事業の対応方針について . . . . .	14
<b>2 平成30年度公共事業事後評価結果</b> . . . . .	<b>15</b>
農林水産部の取り組み	
農業農村整備事業について . . . . .	17
県土整備部の取り組み	
道路事業について . . . . .	19
海岸高潮対策事業について . . . . .	20

# 1 平成30年度公共事業再評価結果

本年度は、表-1のとおり16事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、16事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として3頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

平成30年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	農業農村整備事業	大湊地区 (鳥羽173)	鳥羽市	H20	②	継続	継続
2	治山事業	明神滝	御浜町	H20	②	継続※	継続
3	林道事業	三峰局ヶ岳線	松阪市	H5	③	継続	継続
4	林道事業	木屋村山線	大紀町・ 南伊勢町	H15	③	継続	継続
5	林道事業	野又越線	大台町・ 紀北町	H3	③	継続※	継続
6	林道事業	三和片川線	熊野市	S49	③	継続※	継続
7	道路事業	一般国道477号 四日市湯の山道路	四日市市、 菰野町	H6	④	継続	継続
8	広域河川 改修事業	二級河川 員弁川	桑名市、 いなべ市、 東員町	H21	③	継続	継続
11	広域河川 改修事業	二級河川 安濃川	津市	H15	③	継続	継続
12	広域河川 改修事業	二級河川 三渡川	松阪市	H20	③	継続	継続
13	広域河川 改修事業	二級河川 百々川	松阪市	H20	③	継続※	継続
14	海岸高潮 対策事業	井田地区海岸	紀宝町	H3	③	継続※	継続

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
15	都市公園事業	北勢中央公園	四日市市、いなべ市、菰野町	S58	③	継続	継続
16	道路事業	一般国道 421 号 大安 IC アクセス道路	いなべ市	H24	④	継続	継続
17	道路事業	(主) 北勢多度線 (阿下喜)	いなべ市	H28	④	継続	継続
18	河川総合開発事業	鳥羽河内ダム 建設事業	鳥羽市	H9	④	継続※	継続

再評価理由：①業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

②事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業

③再評価実施後一定期間が経過している事業

④社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

農林水産部の取り組み  
(再評価)

# 農業農村整備事業の対応方針について

[ 農林水産部 ]

## 1 再評価審査対象事業

農業農村整備事業 1番 おおがたちく とば 1 7 3 大潟地区（鳥羽173）

## 2 委員会意見

平成30年10月30日に開催された平成30年度第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

## 3 農業農村整備事業の背景

農業農村整備事業（海岸保全施設整備事業）は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、堤防・護岸などの海岸保全施設の整備を行い、背後の農地等での農業生産活動が安定的に行われ食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図ることを目的としています。

本地区の既設堤防は、老朽化によりひび割れ等がみられ、堤防の機能が低下しており、今後、さらに堤防の損傷が著しくなれば、背後地への浸水が発生する恐れがあることから、農地などの資産を守るために堤防の改良を実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、背後の農地において、農家の方が安心かつ安定的に水稻栽培等の営農に取り組むことが出来るよう、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

本地区は総事業費において1億7,600万円の増額となったことから、事業が長期化する恐れがあります。

また、農家の方の高齢化が進んでいることから、背後農地において営農が継続的に行われない恐れがあります。

### 5-2 課題の解決方針

今後は、早期に効果を発現させるため、ヤードを近隣に借りることにより小運搬費の縮減等によるコスト縮減策を実施し、効率的に事業を推進していきます。

また、中間管理機構の活用等、様々な制度を活用し、担い手農家の参入を促すなど、背後の農地において安定的かつ継続的に営農が実施されるよう、市と連携を図りながら農地の有効活用を図っていきます。

## 治山事業の対応方針について

[ 農林水産部 ]

### 1 再評価審査対象事業

治山事業 2番 <sup>みょうじんだき</sup> 明神滝

### 2 委員会意見

平成30年9月11日に開催された平成30年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。事業効果の早期発現のため、早期事業完成に努められたい。」との答申をいただきました。

### 3 治山事業の背景

三重県は、地形・地質的にも山地に起因する災害が発生しやすい状況にあることから台風や豪雨などによる災害のたびに大きな被害を受けてきました。

特に近年は局地的な集中豪雨が多発し小規模な崩壊でも被害が大きくなる傾向にあり、地域住民の自然災害に関する危機管理意識が高まっています。

治山事業は、災害により新たに発生し、または拡大した荒廃山地の復旧と整備を行うことにより県民の生命、財産等を守ります。

明神滝は、豪雨により発生した地すべりの安定と荒廃森林の復旧を目的に、治山事業による整備を進めています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現のため、早期事業完成に向けて継続し事業を実施していきます。

### 5 事業への対応方針

#### 5-1 事業の課題

当事業現場下流にある人家及び国道311号の保全や事業地内を通る林道「阪本神木線」および世界遺産「熊野古道伊勢路」の利用者の安全に向け治山事業による効果を早期に発現させる必要があります。

#### 5-2 課題の解決方針

今後も年度ごとに優先順位を考慮しながら必要な事業予算の確保に努め、事業の早期完了を図ります。

## 林道事業の対応方針について

[ 農林水産部 ]

### 1 再評価審査対象事業

林道事業 3番 みむねつぼねがたけせん  
三峰局ヶ岳線

4番 こやむらやません  
木屋村山線

5番 のまたごえせん  
野又越線

6番 みわかたがわせん  
三和片川線

### 2 委員会意見

平成30年8月10日に開催された平成30年度第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、4番、5番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。

あわせて、5番については「事業が長期に渡っていることから、森林整備・林業振興のみならず、地域振興も視野に入れて事業の早期完成に努められたい。」との意見をいただきました。

また、平成30年9月11日に開催された平成30年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、6番、3番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する」との答申をいただきました。

あわせて、6番については「事業が長期に渡っていることから、事業の早期完成に努めるとともに、事業効果の十分な発現のために、森林整備・林業振興を目的とした施策をさらに推進されたい。」との意見をいただきました。

### 3 林道事業の背景

戦後植栽された森林が成長し、県内の森林資源は充実しています。また、木質バイオマス発電や大型製材工場の稼働などにより素材生産量の増大が求められています。しかし、木材価格の低迷など林業を取り巻く状況は依然として厳しいことから、効率的・安定的な木材生産や適切な森林整備を推進していくためには、基盤となる林道の整備が不可欠です。林道事業では、新規林道の開設、既設林道の改良、舗装など基盤整備に取り組んでいます。

木屋村山線は、大紀町木屋地区と南伊勢町村山地区を連絡する基幹となる林道であり、同様に、野又越線は、紀北町十須地区と大台町桧原地区を、三和片川線は、熊野市紀和町和気地区と紀和町小栗須地区を、三峰局ヶ岳線は、松阪市飯高町下滝野地区と飯高町富永地区を連絡する基幹的な林道です。

アクセスの改善や機械化の導入などによる森林施業の効率化や木材の輸送効率の向上を図ることで、利用区域内の森林資源の有効利用や森林整備を促進することを目的に、

林道整備を進めています。

#### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

#### 5 事業への対応方針

##### 5-1 事業の課題

事業が長期に渡っていることから、効果を早期に発現させるため事業の早期完成を図る必要があります。

また、林道を活用した森林整備や林業振興を推進するとともに、地域振興を視野に入れた林道整備を推進する必要があります。

##### 5-2 課題の解決方針

今後詳細な測量設計を実施していく中で、経済的な線形や工法について検討するなど、コスト縮減に努めるとともに必要な事業予算の確保に努め、事業の早期完了を図ります。

また、林道を利用した森林整備や木材生産への活用実績や今後の計画、集落間や集客施設等へのアクセス向上、完成間近の路線の事業促進による早期完成・早期効果の発現などを考慮し、効率的・効果的な事業推進に努めてまいります。

森林整備や林業振興の推進については、路網整備の推進とともに高性能林業機械の導入促進や意欲と能力のある林業事業者の育成等に取り組み、市町等と連携して林業振興を図ります。

県土整備部の取り組み  
(再評価)

## 道路事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 再評価審査対象事業

- 道路事業 7番 一般国道477号 よっかいちゆのやまどうろ 四日市湯の山道路
- 16番 一般国道421号 だいいんインターチェンジあくせすどうろ 大安ICアクセス道路
- 17番 主要地方道 ほくせいたどせん あげき 北勢多度線（阿下喜）

### 2 委員会意見

平成30年10月30日に開催された平成30年度第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、7番、16番、17番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。」との答申をいただきました。

### 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流連携を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、県民等の安全性や利便性の向上を目的に、高規格幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時の復旧・復興に資する道路、交通円滑化を図る渋滞対策、安全・安心・快適な道路環境を確保する道路等について、計画的な整備に努めています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

### 5 事業への対応方針

#### 5-1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、現道交通の分散化を図り、円滑な交通を確保するとともに、緊急輸送道路としての機能強化や高規格幹線道路へのアクセス強化を図るものであることから、確実な整備の推進が必要です。
- ・事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的な執行を図る必要があります。

#### 5-2 課題の解決方針

- ・整備効果を早期に発現させるため、区間を区切って整備を進めていきます。
- ・地域の課題や道路整備のストック効果を国への確に伝え、計画的な事業執行が図れるよう予算確保に努めていきます。
- ・市町や関係機関との連携を図り、円滑な事業執行により事業期間の短縮を図るとともに、公共工事間における現場発生土の流用を検討するなどコスト縮減を図り、事業の早期完成に努めます。

## 河川事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 再評価審査対象事業

河川事業	8番	二級河川	<small>いなべがわ</small> 員弁川
	11番	二級河川	<small>あのをがわ</small> 安濃川
	12番	二級河川	<small>みわたりかわ</small> 三渡川
	13番	二級河川	<small>どどがわ</small> 百々川

### 2 委員会意見

平成30年12月11日に開催された第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、8番、11番、12番、13番については、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、13番については、「事業に伴い廃川する河川敷の今後の取り扱いについて、検討されたい。」との意見をいただきました。

### 3 河川事業の背景

三重県は日本でも有数の多雨地域であり、近年では平成23年の紀伊半島大水害や平成29年の台風第21号などにより県内各地で浸水被害が発生しています。また、平成29年九州北部豪雨や平成30年7月豪雨をはじめ、全国各地で集中豪雨による甚大な災害が発生している状況です。

しなしながら、三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成29年度末時点で約39%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

再評価の対象となった4河川について、事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害軽減を目指して事業を継続していきます。

### 5 事業への対応方針

#### 5-1 事業の課題

河川改修事業は、護岸整備に加え、ネック点となる橋梁や水門等の河川横断構造物の改築を実施することで流下能力を増大させ、治水安全度を向上させることを目的としています。しかしながら、このようなハード対策には莫大な事業費と時間を要します。このため、早期に事業効果を発揮できるよう整備手順を検討しながら事業に取り

組んでいく必要があります。

また、13番の百々川については、河川改修に伴い生じる廃川敷の今後の取り扱いについて、検討を行う必要があります。

## 5-2 課題の解決方針

現在は、概ね30年間で整備する内容を取りまとめた「河川整備計画」に基づき事業を実施しており、原則として、下流から上流に向けて順次整備を行うこととしていますが、上下流の流下能力のバランスを確認し、ネック点となっている中上流部を暫定的に改修するなど、早期に事業効果が発現できるよう努めてまいります。

また、13番の百々川において事業進捗に伴い発生する廃川敷については、「廃川処分の手引（三重県県土整備部河川課 平成9年）」に基づき、事業用地として必要な土地との交換や、土地の払い下げを視野に適切に処理していきます。

# 海岸高潮対策事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

海岸高潮対策事業 14番 い だ ち く かいが ん 井田地区海岸

## 2 委員会意見

平成30年11月27日に開催された平成30年第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。また、14番については、事業期間が長期にわたることから、早期事業完成に努められたい。」との答申をいただきました。

## 3 海岸事業の背景

三重県の海岸事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震発生後の津波・高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。

井田地区海岸は、海浜侵食により著しく消波機能が低下し、たびたび高波浪等により堤防背後の国道42号の通行止めや堤防が倒壊するなどの被害が生じている。このことから人工リーフの整備を実施しています。

## 4 再評価対象事業の対応方針

地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

井田地区海岸高潮対策事業は、事業期間が平成3年度から平成44年度までの42年間であり、事業期間が長期になっていることが課題です。

### 5-2 課題の解決方針

当事業は、海象条件等により施工期間が限られるので、複数箇所施工を進めるなど施工方法を工夫し、また、他工事で発生した転石等の再利用などによる材料コストの縮減を行うとともに必要な予算確保に努め、事業期間の短縮を図ります。

## 都市公園事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

### 1 再評価審査対象事業

都市公園事業 15番 ほくせいちゅうおう 北勢中央公園

### 2 委員会意見

平成30年9月11日に開催された平成30年度第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

### 3 都市公園事業の背景

北勢中央公園は、三重県北勢地域に位置し四日市市、いなべ市、菰野町の2市1町にまたがる広域公園で、良好な自然環境の保全、多様なレクリエーション活動の場の提供、健康増進の場の提供、自然とのふれあいの場の提供を目的として、事業を進めています。

### 4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果が引き続き発揮されるよう、継続して事業を進めていきます。

### 5 事業への対応方針

#### 5-1 事業の課題

防災活動拠点として機能するように整備を進めていく必要があります。

#### 5-2 課題の解決方針

大規模災害発生時に、警察や消防等各支援部隊の活動拠点として機能するよう留意し、整備を進めていきます。

# 河川総合開発事業の対応方針について

[ 県土整備部 ]

## 1 再評価審査対象事業

河川総合開発事業 18番 <sup>とぼこうちだむ</sup>鳥羽河内ダム建設事業

## 2 委員会意見

平成30年11月27日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、適切なダムの管理手法について検討されたい」との意見をいただきました。

## 3 鳥羽河内ダム建設事業の背景

鳥羽河内川は加茂川の支川であり、下流域である加茂川本川では従来から度々浸水被害が発生しています。昭和63年の集中豪雨では死者4名、床上床下72戸、農地の浸水186ヘクタールという大きな被害が生じたことから治水対策が急務であるとされ、平成9年度に鳥羽河内ダム建設事業が着手されました。平成22年度には国土交通大臣よりダム検証の要請を受け検討した結果、当初貯留型ダムであったダム形式をコストが最も低く環境への負荷が少ない穴あき型ダムに変更しました。

## 4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業の継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続していきます。

## 5 事業への対応方針

### 5-1 事業の課題

- ・ダム事業を進めていくためには、広範囲で多様な調査・工事を行っていくことから、市や地元関係機関と連携を密にしていく必要があります。
- ・また、三重県では穴あき型ダムの実績がなく、全国でも運用しているダムが4ダムと少ないことから、ダム完成後の管理手法を検討する必要があります。

### 5-2 課題の解決方針

- ・今後の事業執行については、引き続き市や地元関係機関との連携をはかり、早期完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めます。
- ・今後、ダム完成後の管理手法について、他の穴あき型ダムを参考に検討を進め、国土交通省と協議を行い、ダム完成までに適切な管理体制の構築や点検の項目・頻度等の管理基準を作成します。

## 2 平成30年度公共事業事後評価結果

本年度は、表－2のとおり4事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、4事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

平成30年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表－2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	農業農村整備事業	櫛田上	松阪市	H8	H24	了承	各部の取組のとおり
502	道路事業	一般国道167号 第二伊勢道路	伊勢市、鳥羽市	H8	H25	了承	
503	道路事業	(一) 四日市鈴鹿線 (鈴鹿橋)	鈴鹿市	H11	H25	了承	
504	海岸高潮対策事業	鳥羽港海岸	鳥羽市	H3	H25	了承※	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

## 農林水産部の取り組み (事後評価)

# 農業農村整備事業（ほ場整備事業）について

[ 農林水産部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

農業農村整備事業 501番 <sup>くしだかみ</sup> 櫛田上地区

## 2 委員会意見

平成30年12月11日に開催された平成30年度第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

## 3 農業農村整備事業（ほ場整備事業）の背景

ほ場整備事業は、農地の大区画化や用水路・排水路の整備、農道の拡幅等を実施することによって、農業生産性の向上を図るとともに、農業経営の合理化や担い手への農地集積を行い、水管理や営農労力の軽減を図ることを目的としています。

櫛田上地区においては、事業着手前は水田・畑ともに不整形かつ狭小であり、農道・用排水路とも未整備で、営農や維持管理に多大な労力を要するとともに、農業機械の搬入にも苦慮するなど、営農に支障をきたしていました。このような状況を踏まえ、地域からほ場整備事業の実施要望があったため、農業生産性の向上と農業を担う経営体の育成を図ることを目的として、事業を実施することとなりました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

- ・現在、農業就業人口は減少するとともに、65歳以上の占める割合が増加しており、農家の高齢化の進行や、後継者不足が懸念されています。
- ・農家数の減少などにより、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっています。

### 4-2 課題の解決方針

- ・大型機械の導入を可能とする農地の大区画化や、水資源の効率的利用並びに水管理の省力化につながる用水路のパイプライン化を進めることにより、担い手農家の育成と農地の集積を促進し、安定的な農業経営ができるよう支援していきます。
- ・農業用施設等の維持管理を農家のみならず、非農家も含めた地域の共同活動とするため、農地や、農業用施設、農村環境の保全向上を図る「多面的機能支払制度」の積極的な活用を推進していきます。

## 県土整備部の取り組み (事後評価)

## 道路事業について

[ 県土整備部 ]

### 1 事後評価審査対象事業

道路事業 502番 一般国道167号 だいにいせどうろ 第二伊勢道路  
503番 一般県道四日市鈴鹿線 すずかぼし 鈴鹿橋

### 2 委員会意見

平成30年12月11日に開催された平成30年度第5回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番、503番について「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

### 3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。

一般国道167号第二伊勢道路は、現道の国道167号及び一般県道伊勢磯部線の渋滞解消を図り、円滑な交通を確保するとともに、緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成25年度に完了しています。

一般県道四日市鈴鹿線鈴鹿橋は、堤防道路との交差点における渋滞解消を図り、円滑な交通を確保するとともに、歩道と路肩の幅員拡幅による安全性の確保、架け替えによる耐震性・安全性の確保を目的に整備を進め、平成25年度に完了しています。

### 4 事業への対応方針

#### 4-1 事業の課題

一般国道167号 第二伊勢道路においては、アンケート調査結果により、夜間照明の充実や対向車との接触事故への不安を感じていることが判明しました。

また、一般県道四日市鈴鹿線 鈴鹿橋においては、アンケート調査結果により、信号機増加による渋滞の発生やゼブラゾーン走行車両による危険を感じていることが判明しました。

#### 4-2 課題の解決方針

今後同様の渋滞緩和対策を行う際は、円滑な交通確保の計画を行うとともに現場状況に応じた必要となる交通安全対策や信号現示の調整などについて、関係機関と検討していきます。

# 海岸高潮対策事業について

[ 県土整備部 ]

## 1 事後評価審査対象事業

海岸高潮対策事業 504番 とばこうかいがん 鳥羽港海岸

## 2 委員会意見

平成30年11月27日に開催された平成30年度第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、504番については「事業効果については評価結果の妥当性を認める。なお、事業内容の見直しにより、コスト縮減をされたことは評価できる。今後、長期的に事業効果を発現できるよう、さらに地域との連携を図られたい。」との答申をいただきました。

## 3 海岸高潮対策事業の背景

三重県の海岸高潮対策事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震発生後の津波・高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。

鳥羽港海岸は既設護岸の老朽化が著しいことや高潮等による浸水被害の可能性のあることから護岸整備及び陸間の改良等を実施しました。

## 4 事業への対応方針

### 4-1 事業の課題

当海岸周辺には鳥羽水族館やミキモト真珠島など観光施設があり、多くの観光客が訪れることから、長期的に事業効果を発現できるよう、地域と連携した適切な維持管理が必要です。

### 4-2 課題の解決方針

定期的な巡視・点検により、海岸保全施設を適宜補修し、健全な状態を保つとともに、台風通過後には、海岸清掃を行うなど適切な維持管理を行います。

また、地域の方々に清掃ボランティア活動等の協力を頂くなど連携を深め、美しい海岸を保ち、観光客や住民の方々に利用いただけるよう取り組んでまいります。